工事・作業許可申請の手引き

令和７年

門司海上保安部
航行安全課

目次

1.　工事・作業許可の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
2.　申請先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
3.　工事・作業の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
4.　申請者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
5.　申請時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
6.　申請書の様式及び記載要領等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
7.　港則法適用港以外での工事・作業・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
8.　許可申請書【別紙１】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
9.　緊急連絡網【別紙２】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
10.　使用船舶一覧表【別紙３】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
11.　許可申請書（変更）【別紙４】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
12.　使用船舶（潜水士）変更（追加）届【別紙５】・・・・・・・・・・・１７
13.　港則法適用海域図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

１　工事・作業許可の必要性

港則法第３１条及び同法第４５条により、

・特定港

　喫水の深い船舶が出入りできる港又は外国船が常時出入りする港であって、政令で定める港。

・適用港

　港則法第４５条により特定港以外の港へも準用するとされた港。

・上記港の境界附近

　工事又は作業が当該港における船舶の入出港又は在港船舶に影響を及ぼす可能性のある範囲。

において、工事・作業を実施する場合は、許可が必要です。

２　申請先

門司海上保安部管内の港則法に基づく港別の申請先は、次のとおりです。

申請先	申請が適用される港名（港区）	申請書記載の宛先
門司海上保安部	◎関門港（門司）	関門港長
	◎関門港（田野浦）	
	◎関門港（小倉）	
	◎関門港（新門司）	
下関海上保安署	◎関門港（下関）	
門司海上保安部	小串港、特牛港、角島港	門司海上保安部長
苅田海上保安署	苅田港、宇島港	門司海上保安部長

※ ◎は特定港を示す。

【工事・作業に関する問い合わせ先並びに申請先住所及びメールアドレス】

門司海上保安部航行安全課　住所：北九州市門司区西海岸1-3-10
TEL：093-321-0398　mail:jcg-7mojikoko@gxb.mlit.go.jp
下関海上保安署　住所：山口県下関市東大和町1-7-1
TEL：0832-67-1711　mail:jcg7-shimonoseki-6m6c@ki.mlit.go.jp
苅田海上保安署　住所：福岡県京都郡苅田町27
TEL：093-436-3356　mail: jcg7-kanda-9m9k@ki.mlit.go.jp

３　工事・作業の範囲

（１）「工事」とは

施設の築造、海底の掘り下げ、埋立て等、その場所ｋｋ将来施設その他痕跡を残すもの、あるいは形状に変更をきたすもの。

（２）「作業」とは

潜水調査、潮流観測、磁気探査、沈殿物の引揚げ等、その場所に痕跡を残さないもの、あるいは形状の変更をきたさないもの。

（３）除外される行為

・船内において行われる清掃作業など当該行為の及ぼす影響が当該船舶内に限られるもの
・港内の船舶交通を阻害するおそれがない行為
・船舶の離着岸及び荷役作業など港内で通常行われる行為

については除外されます。

※定置網、のりひび、かき筏、真珠貝養殖筏、漁礁等漁業に関する工作物を設置する場合の他、潜水して行うスクラップ採取、船底清掃等の作業は、器具使用の有無に関係なく作業に該当します。
また、アンカーを入れる等、海域を占有して行う荷役（水切り荷役等）は、他船の航行に影響があるため、作業に該当します。

４　申請者

申請者（「工事又は作業をしようとする者」）とは、工事又は作業を実際に施工する責任者並びに指揮監督の権限を有する者のことであり、請負契約を結んで施工の実施が一任される場合には、請け負った元請業者が該当することになります。

５　申請時期

工事等の許可申請は、原則として着工の１ヶ月前に申請をお願いします。他の船舶の交通制限が必要となるような特殊な工事、大規模な工事等を行う場合には、計画段階から充分な説明をお願いします。なお、窓口における申請受付時間は、土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く、午前８時３０分から午後５時１５分の間となります。

※海難救助、緊急を要する災害復旧等の工事・作業の場合は、電話にてご相談ください。

６　申請書の様式及び記載要領等

申請は、所定の様式（新規：別紙１、変更：別紙４参照）により１部提出してください。

提出方法につきましては、書面による窓口提出のほか、郵送、電子メールも可能です。

※電子メールによる申請の場合、電子メール返信による許可証の交付は行いませんので、許可証を窓口まで取りにきて頂くか、郵送（返信用封筒及び切手を準備頂きます。）による許可書の交付となりますので、ご了承ください。

（１）記載要領

各様式の項目順に具体的に記載し、その説明のために必要な図面等は末尾に参考資料として綴り申請してください。

（２）申請の宛先

港により異なりますので、２項目の欄を参照してください。

（３）申請者

住所（会社等所在地）・氏名（会社名）、電話番号等を記載してください。

※押印は不要です。

（４）目的及び種類

単に「〇〇港改修工事」と記載せず、具体的に記載してください。

例１：〇〇発注の〇〇港改修工事による〇〇岸壁（〇〇メートル）築造工事（床堀、基礎捨て石、ケーソン据え付け、上部工）
例２：〇〇発注の〇〇港改修工事のうち、簡易磁気探査及びボーリング地質調査
例３：〇〇発注の〇〇漁港地域基盤整備工事に伴う防舷材取付工事及び汚濁防止膜設置工事
例４：〇〇発注の〇〇岸壁の潜水目視調査
例５：〇〇発注の〇〇岸壁改修工事にかかる鋼管杭打設工事
例６：〇〇発注の〇〇漁港機能強化工事に伴う深浅測量

（５）期間及び時間

実際に海上工事を実施する期間（契約期間ではありません）を記載し、作業を行う時間を記載してください。なお、予備日を設定される場合は予備日が分かるように記載してください。

例１：期間の記載例
　　期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
　　（予備日：〇月〇日～〇月〇日）
例２：作業日数が決まっている場合の記載例
　　期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日の内１日間
例３：時間の記載例
　　時間：日出～日没
　　時間：０９：００～１７：００

（６）区域又は場所

岸壁や北緯、東経による位置で明示し位置図を添付してください。

例１：場所が岸壁上又は岸壁付近である場合
　　〇〇港第〇区〇〇岸壁地先
例２：場所が海上の区域である場合
　　次の４点を結ぶ区域内
　　北緯〇〇度〇〇．〇分、東経〇〇度〇〇．〇分
　　北緯〇〇度〇〇．〇分、東経〇〇度〇〇．〇分
　　北緯〇〇度〇〇．〇分、東経〇〇度〇〇．〇分
　　北緯〇〇度〇〇．〇分、東経〇〇度〇〇．〇分

（７）方法

工事・作業の施工方法は、安全対策の確認に必要となることから、工程に従い順序良く、図面等を用いて具体的に解りやすく記載してください。

なお、別紙に記載して頂いて結構です。

① 簡易磁気探査、ボーリング地質調査の工事の場合

例： 工事に先立ち潜水士船を使用し、フーカー式潜水器具を装着し、簡易磁気探査装置を携行した潜水士〇名で〇〇の区域を探査します。

探査結果に異常値があれば、ブイにてマーキングのうえ、異常物を確認し、爆発物でなければ引き揚げ、再度上記潜水士で異常物がないことを確認します。

異常値を示す物が爆発物らしきものと思料される場合は、作業を中断し工事・作業関係者に周知のうえ、水蓄保管のまま海上保安部に速報します。

磁気探査の結果、異常がないことを確認の後、〇〇岸壁で組み立てたスパット台船（縦〇ｍ×横〇ｍ、灯火及び赤旗を明示）を、作業船で曳航のうえ固定し、ボーリングマシンにより海底より深度〇〇メートル付近まで掘削して試料取りを行います。

作業終了後は、〇〇岸壁まで曳航のうえ、解体し陸上輸送します。

② 床掘の場合

例： 工事に先立ち、別途契約による磁気探査を実施して実施結果を当社で確認し、異常物及び異常値がないことを確認して工事に着手します。

浚渫船を〇〇港から曳航のうえ、現場海域到着後４点の錨（又はスパット）にて固定し、各錨末端に灯火４基設置して工事区域を明示した後、〇〇メートルまで浚渫します。

なお、浚渫土は土運船により〇〇まで海上輸送し、埋立土として流用します。

浚渫完了後は、測量船にて測量します。

③ 漁礁やケーソン等を設置する場合

例：〇〇港で作成された漁礁〇基を起重機船に積み込み、押船にて曳航、漁礁沈設海域に到着後、４点の錨（又はスパット）にて起重機船を固定し、吊り上げ設置します。

（８）その他（別紙２、３参照）

安全対策、使用船舶、緊急連絡網等、工事・作業の参考となる事項について記載してください。別紙に記載して頂いて結構です。

① 安全対策について

工事・作業に伴う利害関係者への周知、標識の設置、警戒船配置などの安全対策については、以下のような事項に注意してください。

【周知】

・工事・作業計画の実施前には利害関係者及び通航船舶等に対し予め十分な周知・調整を行ってください。

・利害関係者との調整は、許可申請前に終了させてください。

例：本件工事に先立ち、地元〇〇漁業協同組合、〇〇旅客船株式会社、その他、付近海域を航行する別紙（一覧表）の関係船舶には、工事内容を別紙のリーフレット等により周知し、協力依頼を行うとともに事故防止に努めます。

【工事区域の明示】

・標識による工事区域を明示してください（昼夜間用共）

・実際に工事の施工、安全の確保に必要な区域を設定してください。

・灯火標識を設置する場合は規格（灯火の質、色、光達距離）、個数、管理方法等を明示したうえ図面上にも記載してください。

・船舶交通に影響が及ぶ工事区域の設定等については、審査の際に工事作業区域を変更していただく場合があります。

・工事用灯火は、原則として簡易標識の扱いとなる黄色１５カンデラ未満ですが、航路と隣接する場合、工事の期間内容によっては、灯火の色や規模などを指定することがあります。

・工事作業区域の中で、実際に起重機船等の錨泊位置（アンカー末端まで）等海域を占用する範囲を明示した図面を添付してください。

例：工事作業区域は、昼間は赤旗〇本により区域を明示するとともに夜間は灯浮標（黄色、〇秒〇閃、光達距離〇km、〇社製〇型）計〇基を設置し位置を明示します。

【工作物等の明示】

・海上にスパット台船、張り出す足場等を設置する場合は、夜間に通航する船舶の事故を防止する理由から、点滅灯や標識灯により位置表示が必要です。また設置された灯火の点検も行い、異常がないことを確認してください。

・その他申請書には、規格（灯火の質、色、光達距離）、個数を記載してください。

例：スパット台船の四隅には、標識灯又は点滅灯（黄色、〇秒〇閃光、光達距離〇メートル、〇社製〇型）を設置します。

【警戒船】

・自らの工事作業に従事している船舶、人員のみならず付近通航船舶等の交通安全を主とした警戒要領を明記してください。

・「警戒船」の表示等有効な警戒船の能力を具備した警戒船を使用してください。

・通航船舶に対する効果的注意喚起を行える汽笛、拡声器、船舶電話、携帯電話、無線機等の設備を備えてください。

・警戒船には、船長以外に海上保安庁の講習（警戒船業務講習）を受講した証明となる警戒船　講習受講証明書を保有の専従の警戒員を 1 名以上乗船させてください。

例：作業中は、専従警戒員を乗船させた警戒船１隻を配置し、工事作業区域に接近する船舶等の監視を行います。
　また通航船舶に対しては、汽笛、拡声器等により、注意喚起、情報提供を行います。

【潜水作業時】

潜水作業時には国際信号書に定めるＡ旗を表す信号板の掲揚、バディ（潜水作業員、補助監視員）による作業、船上と潜水士との連絡体制（水中電話や信号索等）の確保に努めるとともに、付近航行船舶に対する安全が確保できる体制を図ってください。

例：潜水作業時には、警戒船を配備して、付近航行船舶に対する情報提供を実施するとともに、国際信号書に定めるＡ旗を表す信号板を掲揚し、潜水士の潜水時には専従の連絡員により補助させます。また潜水士と船上の連絡は、常時水中電話により連絡手段を確保します。

【水底土砂の安全性】

水底土砂の処分（埋立・覆砂等の再利用を含む）については、環境汚染防止の観点から、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令」等に基づく判定基準に従う必要があります。

したがって、水底土砂を攪拌する作業、海域への排出を伴う水底土砂の浚渫作業時については、排出基準を確認して施工することを明記してください。

例：浚渫作業前には、浚渫予定箇所の水底土砂を分析のうえ、有害物質を含まないことを確認して実施します。

【残存機雷等の安全性】

関門港内及び付近海域は、残存機雷海域が設定され、同海域では、今でも機雷等爆発物が発見されています。

残存機雷海域外においても爆発物が発見されていますので、海底を掘る、杭等を打ち込むような海底に衝撃を与えるような工事・作業が発生する場合は、工事・作業の安全を確保するため、磁気探査等による安全確認が大切です。

例：工事に先立ち、別途契約による磁気探査を実施し、異常物及び異常値がないことを確認して工事に着手します。

【気象・海象の中止基準】

使用船舶の能力、施工方法等により、風速、波高、視程等による工事作業の中止基準を具体的に設定してください。

例：気象情報の入手に努めるとともに、作業中止基準を、風速〇メートル／秒以上、波浪〇メートル以上、視界〇メートル以下に定め、いずれかに該当する場合、若しくは作業海域である〇〇地方に〇〇注意報が発令された場合は作業を中止します。

【その他の事項】

工事作業の種類及び実施場所に応じ、次の事項に留意して具体的に記載してください。

例１：作業船（浚渫船、杭打船、起重機船等）のアンカーワイヤー、投錨位置に対する事故防止対策
例２：工事標識等の流出防止策
例３：資機材の落下、ごみ散乱等のおそれがある場合の予防措置
例４：荒天時、夜間及び休日における作業船の避難場所及び待機場所
例５：隣接場所等で異なる工事等が行われる場合の当事者間の連絡調整
例６：工事変更、中断等における措置

① 工事・作業に使用する船舶、潜水士等について（別紙３参照）

使用船舶一覧、潜水士一覧、警戒船調書及び警戒船講習受講証明書一覧等にまとめて記載してください。

※一覧表の提出があれば、船舶検査証書、検査手帳、各種免状等の写しの提出は必要ありません。

② 連絡網及び担当者等の連絡先（別紙２参照）

事故発生等、緊急事態時の関係先への連絡系統を明確にする他、工事責任者、現場責任者、担当者等の氏名、連絡先電話番号等を明記してください

（９）工事・作業内容等の変更（別紙４、５参照）

施工途中の作業内容・施工方法等の変更及び工事・作業期間の変更は、判明次第、許可期間内に変更許可申請をすることが必要です。

また、使用船舶、潜水士に追加・変更が生じた場合は、追加・変更届の提出が必要です。

（10）海図等への反映

工事・作業の結果、次のような船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす可能性を生じた場合は、水路業務法第１９条第１項に基づき海上保安庁長官に通報しなければなりません。（下記条文参照）

①岸線の形状に変化を与える岸壁、防波堤、離岸堤、導流堤等の港湾施設の

築造、改良及び撤去工事

②水深に変化を与える潜堤、ケーソン仮置及び撤去工事、魚礁の設置、埋立又は掘下げ等の工事等海底管又は海上管の設置及び海底線の設置又は撤去工事等

③覆砂工事及び海底設置型観測装置等の設置等

水路業務法第１９条第１項

港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生ずる工事をする者は、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

（11）水路測量について

掘下げ作業等で水深が変更され、最終的に海図への反映が必要とされる場合は、水路業務法に基づく水路測量を実施する必要がありますので、当保安部まで事前にご相談してください。

なお、水路測量費用を国又は地方公共団体が負担又は補助する場合は、水路業務法第６条に基づき海上保安庁長官の許可を受ける必要があります。（下記条文参照）

水路業務法第６条

海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。但し、学術上の目的をもって行う測量、局地的な測量等について国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

7　港則法適用港及び海上交通安全法適用海域以外（一般海域）での工事・作業

上記一般海域において工事・作業を実施する際は、許可申請の必要はありません。

※資料を提出される場合は、従来の「作業届」ではなく、「作業のお知らせ」「作業計画書」等の名称でお願いします。

なお、許可申請書同様の資料は必要ありません。

地域住民や漁協等への説明用リーフレットで構いません。

港則法に定める[第 9 号様式]と同様

別紙 1

（工事・作業又は行事）許可申請書

年　　月　　日

関門港長又は門司海上保安部長　殿
（作業海域に合わせて変更（P3.2 申請先参照））

申請者 住所
氏名　　※押印は不要です。
電話番号

１　目的及び種類
具体的に記載する
（＊＊港第＊区改良工事・作業等で止めない）

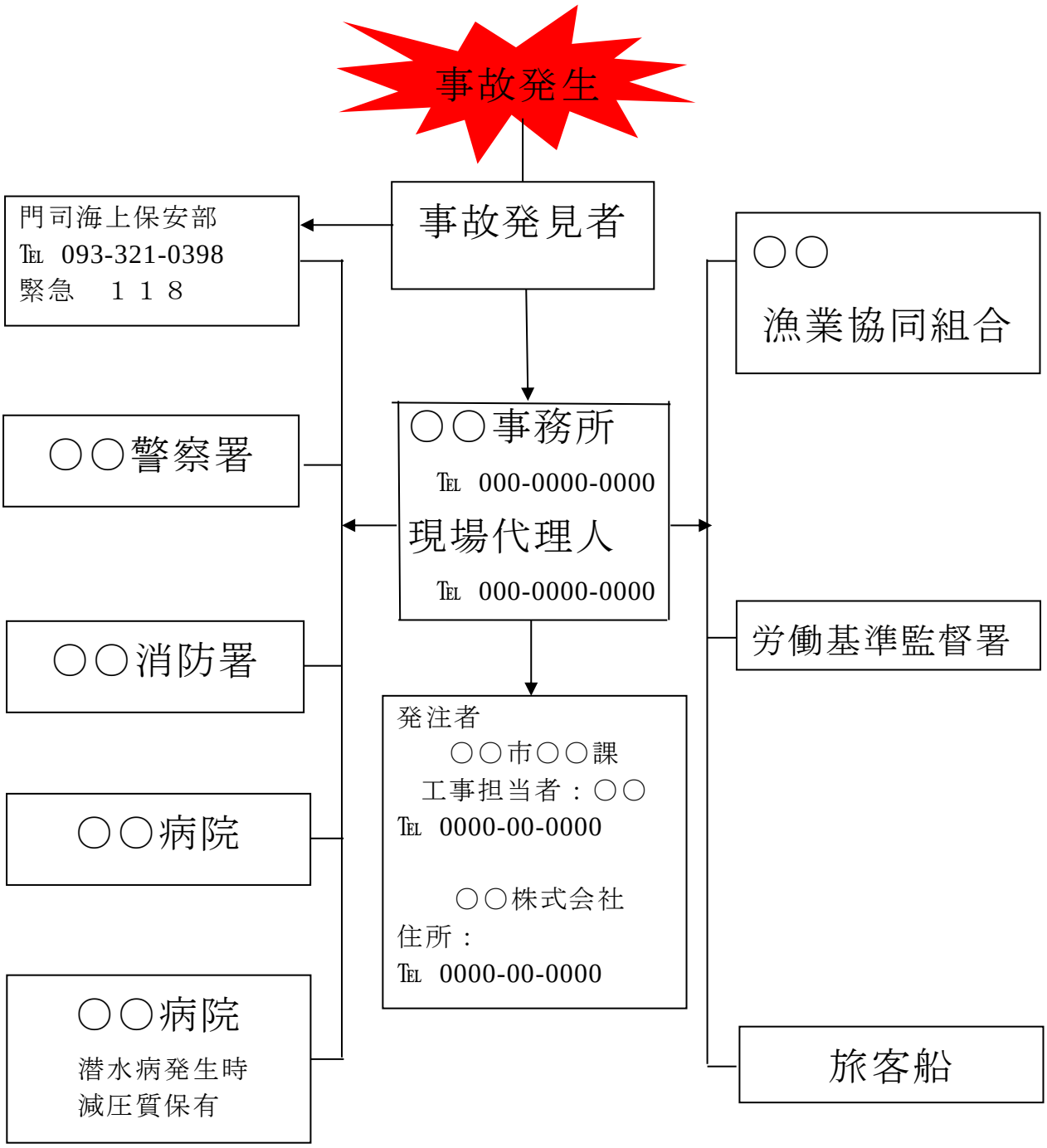
２　期間及び時間
海上工事・作業の期間、時間、予備日が分かるように記載

３　区域又は場所
別添に区域を示す図面等を付ける等、工事・作業の範囲が分かるようにすること。

４　方法
別添に作業方法、工程等、工事・作業の流れが分かるように記載すること。（安全対策の確認に必要となります。）

５　その他
安全対策、連絡網等、必要事項の記載が必要となるので、別紙記載となっても結構です。

緊急連絡網（例）


【緊急時連絡系統図】
事故発生
事故発見者
門司海上保安部
℡ 093-321-0398
緊急　１１８
○○事務所
℡ 000-0000-0000
現場代理人
℡ 000-0000-0000
発注者
○○市○○課
工事担当者：○○
℡ 0000-00-0000
○○株式会社
住所：
℡ 0000-00-0000
○○警察署
○○消防署
○○病院
○○病院
潜水病発生時
減圧質保有
○○
漁業協同組合
労働基準監督署
旅客船

使用船舶一覧表（例）

使　用　船　舶　一　覧　表									
船　　種	船　　名	船　質	総トン数	有効期限	要　目	所有者	船舶電話	船長氏名	備　　考
用　　途	船舶番号			最大定員			呼出符号	免　　状	
小型兼用船	○丸	ＦＲＰ	００トン	H30.1.1	10×3×0.5	＊＊＊＊	090000000	＊＊＊＊	
警戒船	000000			5名			JP0000	1小	

警戒船についても同様に一覧表にされて結構です。

その際、警戒船の船長と警戒員が別の人物であることが分かるように記載してください。

※一覧表の提出があれば、船舶検査証書、検査手帳、各種免状等の写しの提出は必要ありません。

警戒船調書（例）

船名　＊＊＊＊
＊＊トン　速力＊＊ノット　乗組員＊名
長さ＊＊ｍ　幅＊＊ｍ　深さ＊＊ｍ

船舶所有者
住所　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
氏名　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

船長
住所　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
氏名　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

警戒要員
住所　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
氏名　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
生年月日　＊＊＊＊＊＊＊＊
受講証番号　＊＊＊＊＊＊＊

連絡設備
トランシーバー　(有)　無
船舶番号　有　(無)
（携帯番号＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊）
国際 VHF　(有)　無

監視機材
双眼鏡　有　(無)
レーダー　有　無

注意喚起機材
拡声器　有　無
ハンドマイク　有　無
手旗　有　無
赤旗（＊ｍ×＊ｍ）　有　無
探照灯　有　無

表示機材
警戒船表示板（＊ｍ×＊ｍ）有　無
標識旗（緑黄緑）（＊ｍ×＊ｍ）有　無
青色閃光灯　有　無

別紙４

（工事・作業又は行事）許可申請書（変更）

年　　月　　日

関門港長又は門司海上保安部長　殿
（作業海域に合わせて変更（P3.2 申請先参照））

申請者 住所
氏名
電話番号

１　変更理由
（具体的に）

２　目的及び種類
例：第＊＊号記載事項に同じ。

３　期間及び時間
旧：〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日の間（日出から日没まで）
新：〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日の間（日出から日没まで）

４　区域又は場所

（別添、区域を示す図面）

５　方法

６　その他
＊変更事項がある項目については変更事項を記載し、それ以外の項目については、第＊＊号記載事項に変更が無い旨を記載してください。

別紙５

使用船舶（潜水士）変更（追加）届

年　　月　　日

関門港長又は門司海上保安部長　殿
（作業海域に合わせて変更（P3.2 申請先参照））

申請者 住所
氏名
電話番号

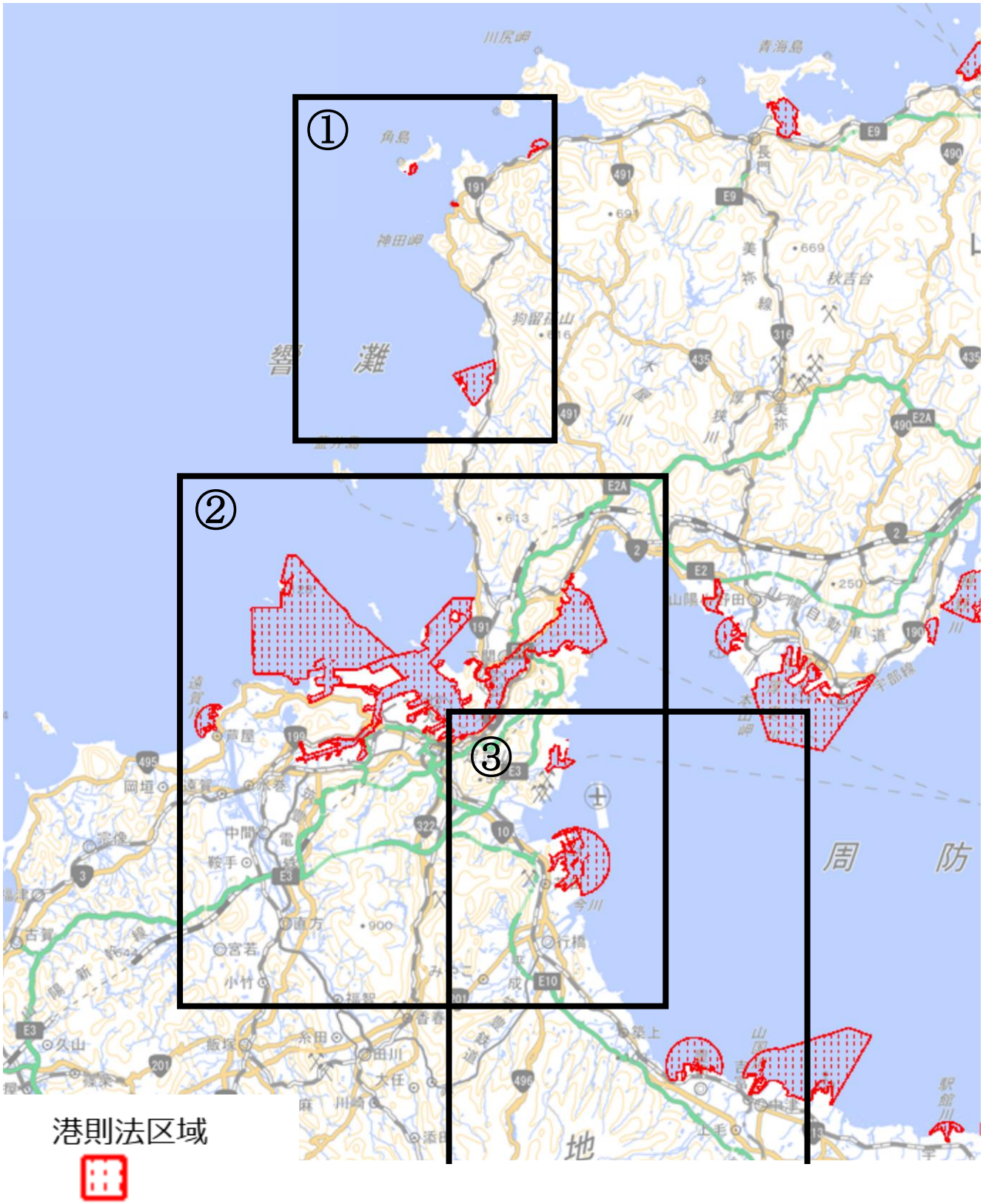
１　追加理由
（使用船舶（潜水士）に変更（追加）が生じたため届け出ます。）

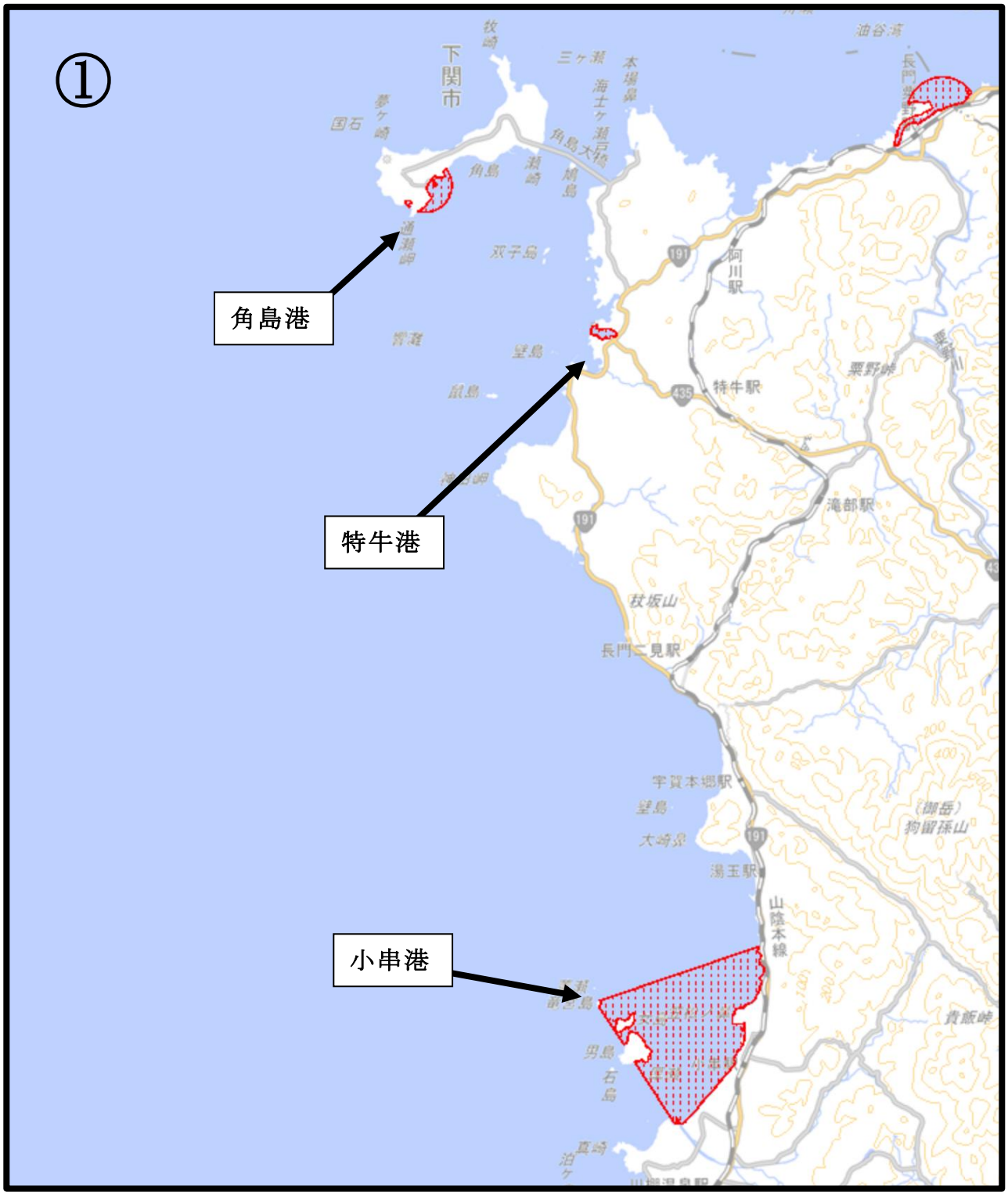
２　変更事項

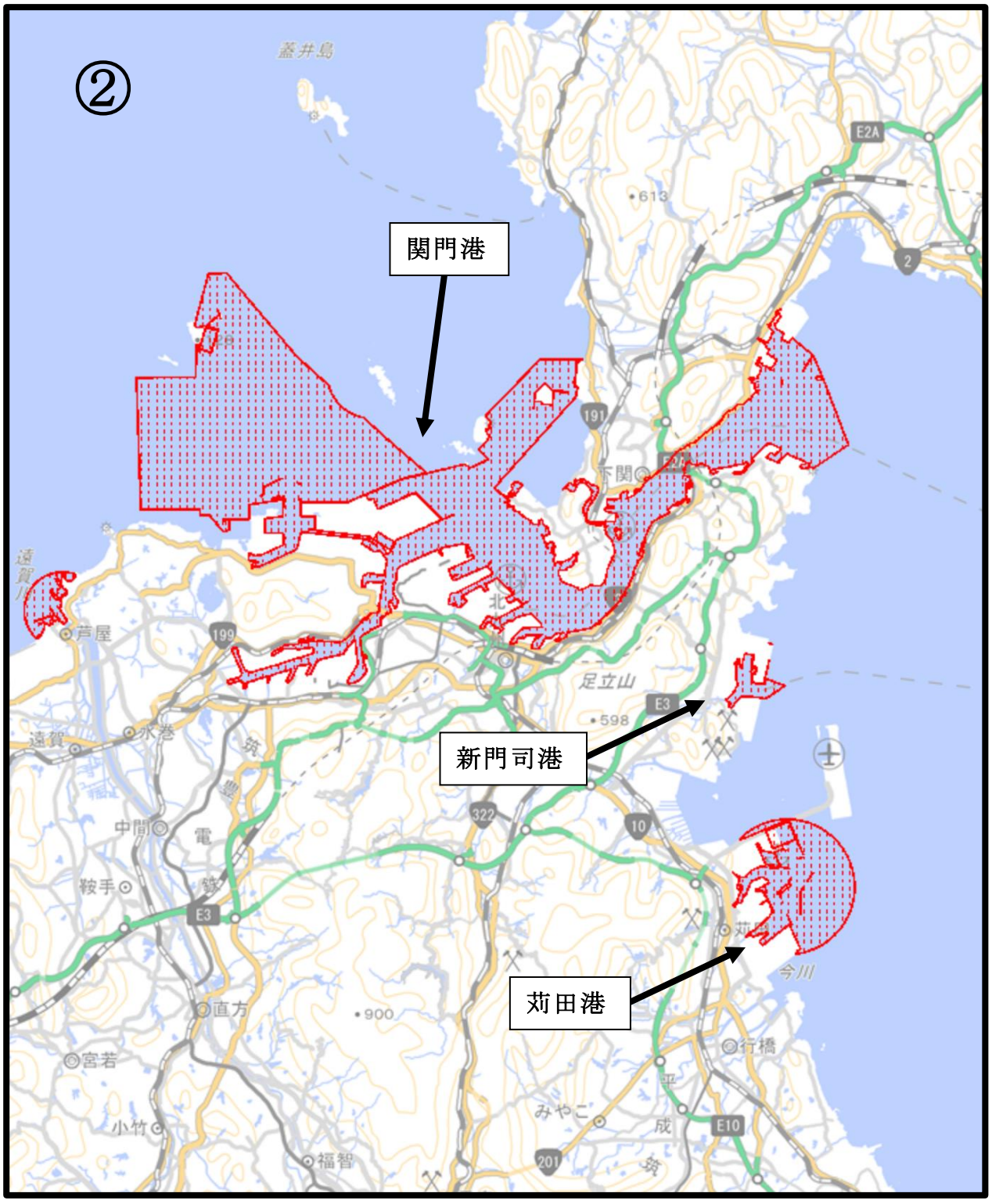
別添のとおり

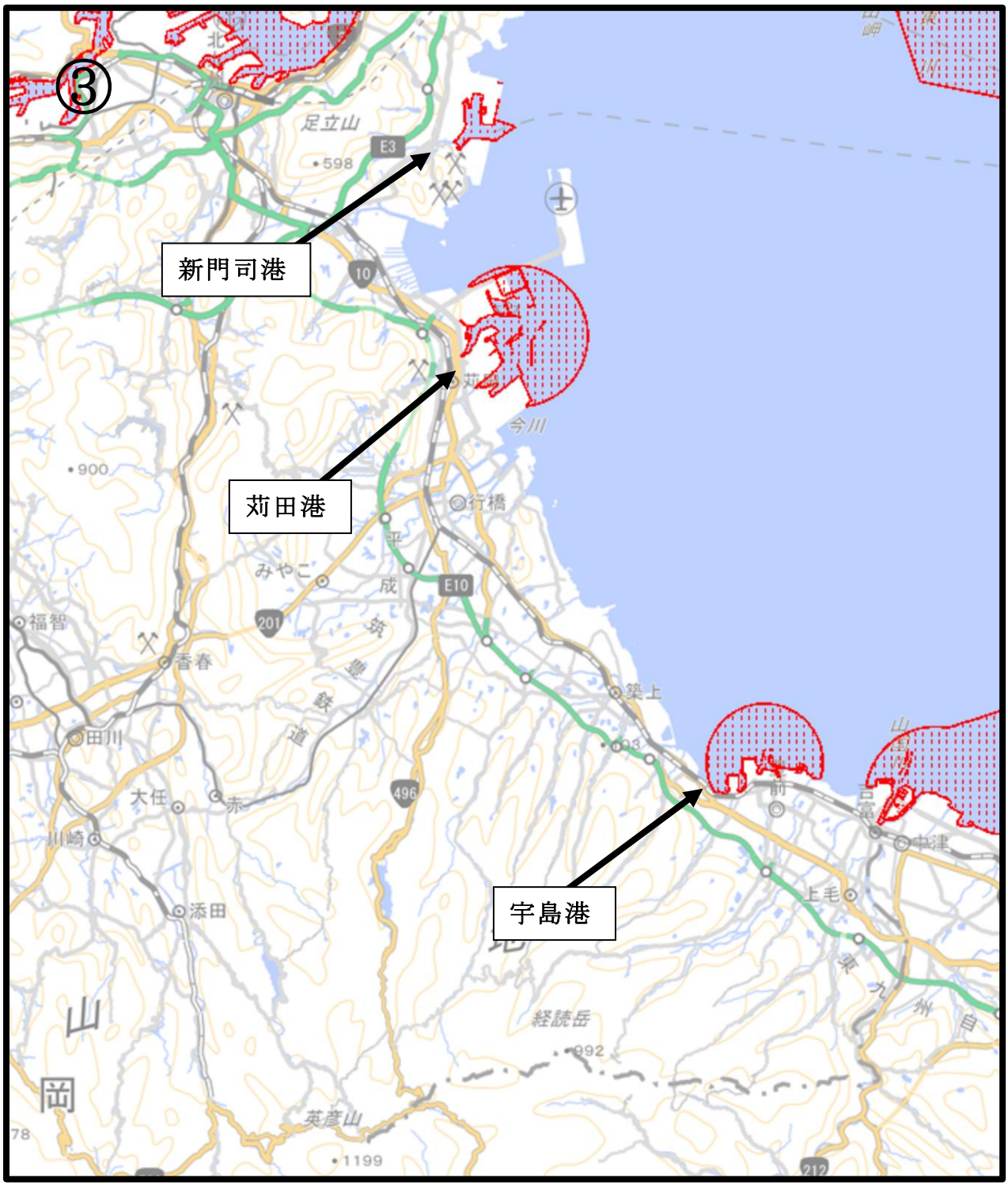
＊使用船舶等の変更と併せて、期間、工事・作業内容等、安全対策に変更が生じる内容の変更する場合は、工事・作業許可申請書（変更）にて申請を行ってください。

１３．港則法適用海域図




①
角島港
特牛港
小串港
下関市
角島
特牛駅
滝部駅
長門二見駅
宇賀本郷駅
湯玉駅
阿川駅
山陰本線


②
関門港
新門司港
苅田港
蓋井島
E2A
613
2
191
下関
199
芦屋
遠賀
水港
足立山
598
E3
322
10
中間
鞍手
直方
900
宮若
小竹
福智
行橋
みやこ
E10
201


③
新門司港
苅田港
宇島港
足立山
598
E3
10
今川
900
行橋
平成
みやこ
E10
201
福智
香春
築上
田川
大任
赤
川崎
添田
496
経読岳
992
英彦山
1199
212
上毛
中津
九州自
山
岡